

袋保国第 134 号
令和 8 年 2 月 3 日

袋井市国民健康保険運営協議会
会長 寺田 整 様

袋井市長 大場 規之



袋井市国民健康保険事業の運営に係る諮問書

このことについて、袋井市国民健康保険を安定的で持続可能な制度として運営するため、袋井市国民健康保険運営協議会規則(平成 17 年袋井市規則第 87 号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

(詳細については、別紙のとおり)

「子ども・子育て支援金制度」の創設に係る国民健康保険税の改正について

1 改正の必要性・目的

国は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた児童手当の拡充等の施策を着実に実行するため、その財源を確保する新たな仕組み「子ども・子育て支援金制度」を創設した。

支援金は、少子化対策のための特定財源として、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされ、市は県に納付する「子ども・子育て支援納付金分」に充てるため、新たに被保険者から、「子ども・子育て支援納付金分」を国民健康保険税として徴収するものである。

2 改正の考え方

こども家庭庁の「子ども・子育て支援金」に関する試算では、令和8年度から令和10年度にかけて一人あたりの支援金額が段階的に増額される予定である。それに伴い、市が県に支払う納付金も増額が想定され、財源の確保が必要となる。

令和8年度は、制度導入の初年度であり、被保険者から徴収する「子ども・子育て支援金納付金分」は、初年度分における必要事項を決定することとし、令和9年度以降分については、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」と合わせ、令和8年度に協議する。

3 制度導入後の賦課方式等

国民健康保険税の算出方法は、所得割、均等割、平等割により、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」「子ども・子育て支援納付金分」のそれぞれ合算した額となる。

「子ども・子育て支援納付金分」の賦課方式は、県の方針案に準じ、所得割と均等割の2方式とし、賦課限度額については、国保法施行令の公布により3万円とされた。

4 令和8年度の本市が静岡県に支払う子ども・子育て支援納付金（本算定）速報値

令和8年1月21日に静岡県から、「子ども・子育て支援納付金（本算定）」の速報値が示され、仮算4,831万円余から417万円増の5,248万円が本市の納付額となった。

	本算定速報値	仮算定	増減
静岡県子ども・子育て支援納付金	2,306,259,930	2,122,995,088	183,264,842
袋井市子ども・子育て支援納付金	52,480,719	48,310,386	4,170,333
1人当たりの納付金額	3,800	3,500	300

(18歳以上加入者数 13,804人)

5 子ども・子育て支援納付金分の保険税率

(1) 保険税率算定に当たっての考え方

「子ども・子育て支援納付金（本算定）」を基に、本市における過去の収納率等から賦課額を算出し、税率を算定した。

税率の算定に当たっては、必要な納付額を確保するため、県が示した標準保険料率、応能割・応益割の比率や限度額超過世帯の割合等に留意した。

(2) 保険税率等の算定結果について

納付金額に対して若干不足額が生じる可能性はあるが、国（県）から市への軽減世帯等に対する基盤安定負担金による財政支援や基金の取り崩しによる対応により必要額確保の見通しが立つこと、また、近隣市町等の状況や被保険者への税負担の観点から、「案1」で設定したい。

【納付金額 52,480,719円】

	所得割	均等割	賦課額合計 (平均収納率・ 財政支援反映後)	応能	応益	限度額超過 世帯割合
	(%)	(円)		(%)	(%)	(%)
標準保険料率(仮算定)	0.27	1,878	52,894,988	54.36	45.64	1.25
案1	0.27	1,800	52,439,168	55.05	44.95	1.23
案2	0.27	1,900	53,795,448	53.61	46.39	1.25

※標準保険料率は、県内統一賦課方式による市町村ごとの標準的な水準を表す数値である。
※本算定の標準保険料率は、現時点で静岡県から示されていない。(2月上旬)

<現行> 3・3・2方式

区分		令和7年度	上限額
医療分 (全員)	所得割	6.75%	66万円
	均等割	27,300円	
	平等割	19,200円	
後期高齢者 支援金分 (全員)	所得割	2.06%	26万円
	均等割	10,200円	
	平等割	7,200円	
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	1.66%	17万円
	均等割	16,800円	

<令和8年度> 3・3・2・2方式

区分		令和8年度	上限額
医療分 (全員)	所得割	6.75%	67万円
	均等割	27,300円	
	平等割	19,200円	
後期高齢者 支援金分 (全員)	所得割	2.06%	26万円
	均等割	10,200円	
	平等割	7,200円	
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	1.66%	17万円
	均等割	16,800円	
子ども・子育て 支援納付金分 <small>※18歳以下均等割10割軽減</small>	所得割	%	3万円
	均等割	円	

<モデルケースによる年税額>

モデルケース	A	B	C	D
世帯構成	世帯主 (66歳)	世帯主 (66歳) 配偶者 (66歳)	世帯主 (50歳) 配偶者 (50歳) 子ども (17歳) ※高校生	世帯主 (40歳) 配偶者 (35歳) 子ども (10歳) 子ども (8歳) ※小学生2名
世帯主の収入	給与 980,000 年金 1,100,000	年金 2,100,000	給与 2,600,000	給与 5,000,000
〃 の所得	430,000	1,000,000	1,740,000	3,560,000
配偶者の収入		年金 1,100,000	給与 1,000,000	給与 3,000,000
〃 の所得		0	450,000	2,020,000
世帯所得	430,000	1,000,000	2,190,000	5,580,000
課税標準額 ※	0	570,000	1,330,000	4,720,000
軽減	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし

※課税標準額 = 前年総所得 - 基礎控除 (43万円)

年 税 額	案 1	500	3,300	6,400	16,300
	0.27% 1,800円				
	月 額	42	275	533	1,358
	案 2	500	3,400	6,600	16,500
	0.27% 1,900円				
	月 額	42	283	550	1,375
額	標準保険料率(仮)	500	3,400	6,500	16,500
	0.27% 1,878円				
	月 額	42	283	542	1,375